

相続登記の必要書類について

〒227-0062

横浜市青葉区青葉台2丁目5番地10

司法書士 堀江康之

電話 045-988-1955

FAX 045-988-1956

亡くなられた方

(入手先)

- 戸籍謄本（出生からお亡くなりまで全て） 本籍地の役所・過去の本籍地の役所
- 住民票の除票 最後の住所地の役所

相続人の方

- 戸籍謄本（現在のもののみで結構です） 本籍地の役所
- 住民票（不動産を取得する方のみ） 住所地の役所

遺産分割協議をするとき

- 遺産分割協議書 司法書士が作成します
- 相続人全員の印鑑証明書 住所地の役所

その他

- 権利証 もしお手元があれば（コピー可）
- 不動産の評価証明書 不動産所在地の役所
(23区内は都税事務所)

※ 印鑑証明書以外は司法書士が代理で取得することもできます。